

法定福利費の適切な支払いを確認するための取扱いの制定に伴う  
 関係要綱等の一部改正 新旧対照表

○工事請負契約書に添付する契約事項の運用基準（平成8年3月27日付け監一  
 1865） 新旧対照表

新	旧
<p>第3条関係</p> <p>1 工程表については、契約担当者及び契約者を拘束するものではないが、協議を行う場合において参考資料として用いるものであること。</p> <p>2 請負代金内訳書については、契約担当者の承認を要せず、契約担当者及び契約者を拘束するものではないので、第24条の規定による請負代金額の変更、第29条の規定による天災その他不可抗力による損害の負担、第37条の規定による部分払等を行う場合は設計書の内訳により行うものとする。</p> <p>3 <u>請負代金内訳書に明示された法定福利費が予定価格に占める法定福利費概算額の2分の1を下回る</u>  <u>ときは、契約者に対して算出根拠の確認を指示するものとする。</u></p>	<p>第3条関係</p> <p>1 工程表については、契約担当者及び契約者を拘束するものではないが、協議を行う場合において参考資料として用いるものであること。</p> <p>2 請負代金内訳書については、契約担当者の承認を要せず、契約担当者及び契約者を拘束するものではないので、第24条の規定による請負代金額の変更、第29条の規定による天災その他不可抗力による損害の負担、第37条の規定による部分払等を行う場合は設計書の内訳により行うものとする。</p>



オ 下請契約の締結後、正当な理由がないのに請負価格を減じないこと。

オ 下請契約の締結後、正当な理由がないのに請負価格を減じないこと。

○建設工事の入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領（平成27年4月3日付け26建政－2104） 新旧対照表

新	旧																																														
様式 2 - (1) 中 右上部分	様式 2 - (1) 中 右上部分																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">入 札 結 果 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入札（見積徴取）年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予定価格 円</td> <td style="text-align: center;">a</td> </tr> <tr> <td>うち消費税 円</td> <td style="text-align: center;">b</td> </tr> <tr> <td>入札比較価格 円</td> <td style="text-align: center;">a-b</td> </tr> <tr> <td>請負・委託決定額（落札価格×1.10） 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低入札調査基準価格（消費税抜き） 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>失格判断基準価格</td> <td></td> </tr> <tr> <td>簡易調査①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>簡易調査②</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最低制限価格（消費税抜き） 円</td> <td style="text-align: center;">非該当</td> </tr> <tr> <td>予定価格に占める法定福利費概算額 円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	入 札 結 果 等		入札（見積徴取）年月日		予定価格 円	a	うち消費税 円	b	入札比較価格 円	a-b	請負・委託決定額（落札価格×1.10） 円		低入札調査基準価格（消費税抜き） 円		失格判断基準価格		簡易調査①		簡易調査②		最低制限価格（消費税抜き） 円	非該当	予定価格に占める法定福利費概算額 円		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">入 札 結 果 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入札（見積徴取）年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予定価格 円</td> <td style="text-align: center;">a</td> </tr> <tr> <td>うち消費税 円</td> <td style="text-align: center;">b</td> </tr> <tr> <td>入札比較価格 円</td> <td style="text-align: center;">a-b</td> </tr> <tr> <td>請負・委託決定額（落札価格×1.10） 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低入札調査基準価格（消費税抜き） 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>失格判断基準価格（1）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>失格判断基準価格（2）・イ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>失格判断基準価格（2）・ロ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最低制限価格（消費税抜き） 円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	入 札 結 果 等		入札（見積徴取）年月日		予定価格 円	a	うち消費税 円	b	入札比較価格 円	a-b	請負・委託決定額（落札価格×1.10） 円		低入札調査基準価格（消費税抜き） 円		失格判断基準価格（1）		失格判断基準価格（2）・イ		失格判断基準価格（2）・ロ		最低制限価格（消費税抜き） 円	
入 札 結 果 等																																															
入札（見積徴取）年月日																																															
予定価格 円	a																																														
うち消費税 円	b																																														
入札比較価格 円	a-b																																														
請負・委託決定額（落札価格×1.10） 円																																															
低入札調査基準価格（消費税抜き） 円																																															
失格判断基準価格																																															
簡易調査①																																															
簡易調査②																																															
最低制限価格（消費税抜き） 円	非該当																																														
予定価格に占める法定福利費概算額 円																																															
入 札 結 果 等																																															
入札（見積徴取）年月日																																															
予定価格 円	a																																														
うち消費税 円	b																																														
入札比較価格 円	a-b																																														
請負・委託決定額（落札価格×1.10） 円																																															
低入札調査基準価格（消費税抜き） 円																																															
失格判断基準価格（1）																																															
失格判断基準価格（2）・イ																																															
失格判断基準価格（2）・ロ																																															
最低制限価格（消費税抜き） 円																																															
<p>様式 2 - (1) 中 表下段の注意書き 指名競争入札</p> <p>(注)「入札参加要件充足状況（指名理由）」の各項目は、一般競争入札及び公募型指名競争入札にあっては当該工事の入札参加に必要な要件を、通常の指名競争入札にあっては当該業者を指名した理由をいうものであり、○×は各業者の当該要件又は理由の有無を表しています。</p> <p>「失格判断基準価格」で低入札調査を終了した場合は、「簡易調査①・簡易調査②」の記載を省略しています。</p>	<p>様式 2 - (1) 中 表下段の注意書き 指名競争入札</p> <p>(注)「入札参加要件充足状況（指名理由）」の各項目は、一般競争入札及び公募型指名競争入札にあっては当該工事の入札参加に必要な要件を、通常の指名競争入札にあっては当該業者を指名した理由をいうものであり、○×は各業者の当該要件又は理由の有無を表しています。</p> <p>「失格判断基準価格(1)」で低入札調査を終了した場合は、「失格判断基準価格(2)」の記載を省略しています。工事における「失格判断基準価格(2)」は、「失格判断基準価格(2)・イ」欄に記載しています。</p>																																														
条件付き一般競争入札	条件付き一般競争入札																																														

(注) 条件付き一般競争入札については、開札後に落札候補者のみ入札参加資格の確認を行う事後審査方式を採用しています。

「失格判断基準価格」で低入札調査を終了した場合は、「簡易調査①・簡易調査②」の記載を省略しています。

条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）

(注) 秋田県での総合評価落札方式の「技術提案型」、「施工計画型」、「簡易型」をそれぞれ「標準型」、「簡易型施工タイプ」、「簡易型実績確認タイプ」と記載し、「技術評価点」を「価格以外の評価点」と記載しています。（別紙「総合評価項目内訳」も同じ）

○×は、各業者の当該要件の該当の有無を表しています。ただし、簡易型実績確認タイプについては、入札参加要件及び技術資料の審査は落札候補者のみ対象としています。

「失格判断基準価格」で低入札調査を終了した場合は、「簡易調査①・簡易調査②」の記載を省略しています。

「価格評価点②」は、入札公告で示した算定式で算出したものです。

(注) 条件付き一般競争入札については、開札後に落札候補者のみ入札参加資格の確認を行う事後審査方式を採用しています。

「失格判断基準価格(1)」で低入札調査を終了した場合は、「失格判断基準価格(2)」の記載を省略しています。工事における「失格判断基準価格(2)」は、「失格判断基準価格(2)・イ」欄に記載しています。

条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）

(注) 秋田県での総合評価落札方式の「技術提案型」、「施工計画型」、「簡易型」をそれぞれ「標準型」、「簡易型施工タイプ」、「簡易型実績確認タイプ」と記載し、「技術評価点」を「価格以外の評価点」と記載しています。（別紙「総合評価項目内訳」も同じ）

○×は、各業者の当該要件の該当の有無を表しています。ただし、簡易型実績確認タイプについては、入札参加要件及び技術資料の審査は落札候補者のみ対象としています。

「失格判断基準価格(1)」で低入札調査を終了した場合は、「失格判断基準価格(2)」の記載を省略しています。工事の「失格判断基準価格(2)」は、「失格判断基準価格(2)・イ」に記載しています。

「価格評価点②」は、入札公告

【様式2の記載上の留意事項】

様式2-(1)関係（記載例参照）

1～12 略

13 「予定価格に占める法定福利費概算額 円」欄は、以後の発注において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合に記入すること。

（参考2）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）

略

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）

略

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項

（1）入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること

入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、国民に対してそれが適正に行われていることを明らかに

で示した算定式で算出したものです。

【様式2の記載上の留意事項】

様式2-(1)関係（記載例参照）

1～12 略

（参考2）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）

略

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）

略

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項

（1）入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること

入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、国民に対してそれが適正に行われていることを明らかに

する上で不可欠であることから、入札及び契約に係る情報については、公表することを基本とし、法第2章に定めるもののほか、次に掲げるものに該当するものがある場合（口に掲げるものにあつては、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合又は各省各庁の長等の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限る。）においては、それについて公表することとする。この場合、各省各庁の長等において、法第2章に定める情報の公表に準じた方法で行うものとする。なお、公表の時期については、令第4条第2項及び第7条第2項において個別の入札及び契約に関する事項は、契約を締結した後、遅滞なく、公表することを原則としつつ、令第4条第2項ただし書及び第7条第2項ただし書に掲げるものにあつては契約締結前の公表を妨げないとしていることを踏まえ、適切に行うこととする。

イ～ワ 略

**公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）**

略

**発注関係事務の運用に関する指針（平成27年1月30日）**

**II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項**

**1 工事**

**1-2 工事入札契約段階**

（公正性・透明性の確保、不正行為の排

する上で不可欠であることから、入札及び契約に係る情報については、公表することを基本とし、法第2章に定めるもののほか、次に掲げるものに該当するものがある場合（口に掲げるものにあつては、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合又は各省各庁の長等の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限る。）においては、それについて公表することとする。この場合、各省各庁の長等において、法第2章に定める情報の公表に準じた方法で行うものとする。なお、公表の時期については、令第4条第2項及び第7条第2項において個別の入札及び契約に関する事項は、契約を締結した後、遅滞なく、公表することを原則として

いることを踏まえ、適切に行うこととする。

イ～ワ 略

**公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）**

略

**発注関係事務の運用に関する指針（平成27年1月30日）**

**II. 発注関係事務の適切な実施について**

**1. 発注関係事務の適切な実施**

**(3) 入札契約段階**

（公正性・透明性の確保、不正行為の排

